

# 議 案 書

令 和 5 年 1 2 月

第 4 回 定 例 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
議案 89	令和5年度松山市一般会計補正予算（第8号）		1
90	令和5年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第2号）		13
91	令和5年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）		15
92	令和5年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）		17
93	令和5年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第1号）		19
94	令和5年度松山市水道事業会計補正予算（第1号）		21
95	令和5年度松山市下水道事業会計補正予算（第1号）		23
96	令和5年度松山市一般会計補正予算（第9号）		25
97	令和5年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第3号）		29
98	令和5年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）		31
99	令和5年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）		33
100	令和5年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）		35
101	松山市職員給与条例等の一部改正について		37
102	松山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について		65
103	松山市事務分掌条例の一部改正について		67
104	特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について		69
105	松山市立学校運動場夜間照明施設使用料条例の一部改正について		71
106	松山市消防手数料条例の一部改正について		73
107	松山市役所支所設置条例の一部改正について		75
108	松山市国民健康保険条例の一部改正について		77
109	松山市斎場再整備PFI事業者選定審査会条例の制定について		83
110	松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について		85
111	松山市自転車等の駐車対策に関する条例の一部改正について		87
112	松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について		89
113	松山市民会館に係る指定管理者の指定について		93

114	松山市総合コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について		95
115	松山市野外活動センターに係る指定管理者の指定について		97
116	別府第一市民運動広場等に係る指定管理者の指定について		99
117	北条スポーツセンター及び北条体育館に係る指定管理者の指定について		101
118	松山中央公園に係る指定管理者の指定について		103
119	松山市立埋蔵文化財センターに係る指定管理者の指定について		105
120	松山市庚申庵史跡庭園に係る指定管理者の指定について		107
121	松山市青少年センターに係る指定管理者の指定について		109
122	松山市男女共同参画推進センターに係る指定管理者の指定について		111
123	松山市総合福祉センターに係る指定管理者の指定について		113
124	松山市老人福祉センターに係る指定管理者の指定について		115
125	松山市身体障害者福祉センター等に係る指定管理者の指定について		117
126	松山市安居島水道に係る指定管理者の指定について		119
127	松山市中央児童センター等に係る指定管理者の指定について		121
128	松山市道の駅に係る指定管理者の指定について		123
129	松山市道後温泉本館等に係る指定管理者の指定について		125
130	市道路線の認定について		127



令和 5 年度松山市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 5 年度松山市一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 800, 663 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 221, 621, 239 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 5 年 11 月 24 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		66,477,000 千円	2,076,000 千円	68,553,000 千円
	1 市民税	29,452,000	1,200,000	30,652,000
	2 固定資産税	30,737,000	876,000	31,613,000
14 分担金及び負担金		1,333,696	3,730	1,337,426
	1 分担金	55,114	3,730	58,844
16 国庫支出金		50,422,261	203,338	50,625,599
	1 国庫負担金	38,732,671	130,500	38,863,171
	2 国庫補助金	11,567,136	72,838	11,639,974
17 県支出金		17,537,158	97,566	17,634,724
	2 県補助金	4,491,685	97,566	4,589,251
19 寄附金		1,200,000	500,000	1,700,000
	1 寄附金	1,200,000	500,000	1,700,000
20 繰入金		17,501,907	4,738	17,506,645
	1 基金繰入金	17,468,942	4,738	17,473,680
22 諸収入		9,383,071	52,891	9,435,962
	4 雑入	4,714,524	52,891	4,767,415
23 市債		12,180,200	862,400	13,042,600

	1 市債	12,180,200	862,400	13,042,600
歳入	合計	217,820,576	3,800,663	221,621,239

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		15,120,354 千円	375,655 千円	15,496,009 千円
	1 総務管理費	11,024,487	52,311	11,076,798
	2 徴税費	2,770,559	298,848	3,069,407
	3 戸籍住民基本台帳費	997,995	24,496	1,022,491
3 民生費		105,104,543	1,669,202	106,773,745
	1 社会福祉費	47,041,404	67,876	47,109,280
	2 児童福祉費	36,775,137	1,154,718	37,929,855
	3 生活保護費	21,188,002	446,608	21,634,610
4 衛生費		21,056,627	524,373	21,581,000
	1 保健衛生費	4,312,830	110,155	4,422,985
	2 保健所費	10,035,386	414,218	10,449,604
7 高工費		9,251,120	43,480	9,294,600
	1 商工費	7,530,283	11,800	7,542,083
	2 観光費	1,720,837	31,680	1,752,517
8 土木費		17,990,317	1,187,953	19,178,270

款	項	補正前の額	補正額	計
歳出	2 道路橋梁費	3,477,716 千円	19,543 千円	3,497,259 千円
	3 河川費	1,082,014	83,000	1,165,014
	4 港湾費	408,661	161,453	570,114
	5 都市計画費	10,042,825	923,957	10,966,782
	合計	217,820,576	3,800,663	221,621,239



第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
議 会 会 議 録 作 成 等 事 務	令和5年度～令和8年度	17,100
職 員 健 康 診 断 等 業 務 委 託	令和5年度～令和6年度	26,200
第2期松山市都市支援業務戦略策	令和5年度～令和6年度	22,000
広 報 ま つ や ま 発 行 事 業	令和5年度～令和6年度	88,800
デ ー タ エ ン ト リ ー 契 約 委 託 ( 令 和 6 年 業 務 分 )	令和5年度～令和7年度	40,500
憲 導 口 キ ャ ッ シ ュ レ ス 決 済 託	令和5年度～令和6年度	46,800
文 学 賞 運 営 業 務 委 託	令和5年度～令和6年度	14,600

事 項	期 間	限 度 額
松山市民会館指定管理委託	令和5年度～令和10年度	1,232,400 千円
松山市総合コミュニケーションセンター委託	令和5年度～令和10年度	3,924,200
マイナンバーカード業務補助に伴う 人材派遣	令和5年度～令和6年度	52,100
松山市男女共同参画推進センター委託	令和5年度～令和10年度	670,000
松山市老人福祉センター委託	令和5年度～令和10年度	334,000
松山市総合福祉センター委託	令和5年度～令和10年度	1,136,000
松山市身体障害者福祉センター等委託	令和5年度～令和10年度	2,118,800
松策 山定 市支 こ援 ど業 も務 計委 画託	令和5年度～令和6年度	16,000

事 項	期 間	限 度 額
こどもの学習支援事業業務委託	令和5年度～令和8年度	24,900 千円
松山市中央児童センター等 指定管理業務委託	令和5年度～令和10年度	2,614,400
狂犬病予防事業業務委託	令和5年度～令和6年度	3,400
松山市安居島水道指定管理委託	令和5年度～令和10年度	1,500
離島診療連絡船運航等業務委託	令和5年度～令和8年度	31,400
子宮頸がん予防作成・封入 （令和6年契約） ハグキ等作成分 （令和6年契約） ハグキ等作成分	令和5年度～令和6年度	2,100
予防接種ワクチン供給業務委託	令和5年度～令和6年度	713,000
一般土地改良事業 （平井町）	令和5年度～令和6年度	3,000

事 項	期 間	限 度 額
松山市道の駅指定管理委託	令和5年度～令和10年度	19,000
松山しごと創造センター運営委託	令和5年度～令和8年度	147,000
道(市道)等気管43号線(理事ほか)業)	令和5年度～令和6年度	6,500
生(市道)活道味路生14(整備)事線)業)	令和5年度～令和6年度	13,000
安(市道)全歩道高歩行空間22(整備)事線)業)	令和5年度～令和6年度	6,000
安(市道)全歩道浮穴11・32(整備)事線)業)	令和5年度～令和6年度	6,000
安(市道)全歩道味生87・131(整備)事線)業)	令和5年度～令和6年度	3,000
河(市道)川水路吉津(管)理町)業)	令和5年度～令和6年度	3,000

千円

事 項	期 間	限 度 額
通学用車両運行業務委託	令和5年度～令和8年度	79,800
I C T 支援員配置業務委託	令和5年度～令和8年度	178,200
松山市定 康史 庵理 跡庭 園託	令和5年度～令和10年度	67,100
松山市定 立埋蔵文化財センター 一託	令和5年度～令和10年度	1,145,000
松山市定 青少年 管理 センター 一託	令和5年度～令和10年度	377,500
松山市定 野 外 活 動 センター 一託	令和5年度～令和10年度	1,198,100
松山市定 導 立 等 小 学 務 校託	令和5年度～令和6年度	4,800
北条 泳 体 一ツツセンター 管理及び	令和5年度～令和10年度	587,400

千円

事 項	期 間	限 度 額
別 府 第 一 市 管 民 運 動 広 場 委 託 等 託	令和5年度～令和10年度	160,000 千円
松 山 中 央 公 園 指 定 管 理 委 託	令和5年度～令和10年度	2,986,500

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
ふるさと納税支援業務委託	令和4年度～令和7年度	320,200 千円	令和4年度～令和7年度	411,100 千円

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 変更

起債の目的	補正前			補正後					
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
道路建設等事業	千円	<p>1 借入先 財務省、地方公共団体金融機構その他</p> <p>2 借入方法 普通貸借又は証券発行の方法による。</p> <p>3 借入時期 令和5年度。ただし工事又は財政の都合により起債額の全部若しくは一部を翌年度に繰り越し借入れすることができる。</p>	<p>年5% 以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率。)</p>	<p>1 償還期限 30年以内(内据置5年以内)</p> <p>2 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元利均等又は元金均等償還する。ただし必要に応じ繰上償還、償還期限の短縮又は低利債に借換えをすることができる。</p> <p>3 財務省、地方公共団体金融機構その他より借り入れられる場合において前各号の償還の方法が借入先の融通条件に抵触するときは、その融通条件によることできる。</p>	千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
	110,000	同上	同上	同上	140,000	同上	同上	同上	同上
	100,000	同上	同上	同上	同上	140,000	同上	同上	同上
都市計画事業	960,000	同上	同上	同上	1,760,000	同上	同上	同上	



議案第90号

令和5年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 債務負担行為補正（松山市競輪事業特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
松山中央公園多目的競技場等 周辺警備業務委託	令和5年度～令和8年度	144,000 千円

議案第91号

令和5年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

令和5年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 債務負担行為補正（松山市国民健康保険事業勘定特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
特 定 保 健 指 導 契 約 委 託 （ 令 6 年 和 分 ）	令 和 5 年 度 ～ 令 和 7 年 度	23,000 千 円

議案第92号

令和5年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ498,705千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,842,205千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 県支出金		7,183,424 千円	95,520 千円	7,278,944 千円
	2 県補助金	477,527	95,520	573,047
6 繰入金		8,713,358	27,135	8,740,493
	1 一般会計繰入金	8,413,358	27,135	8,440,493
8 繰越金		0	376,050	376,050
	1 繰越金	0	376,050	376,050
歳入	合計	52,343,500	498,705	52,842,205

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,075,377 千円	122,655 千円	1,198,032 千円
	1 総務管理費	1,075,377	122,655	1,198,032
4 諸支出金		16,390	376,050	392,440
	1 償還金及び還付加算金	16,390	376,050	392,440
歳出	合計	52,343,500	498,705	52,842,205

議案第93号

令和5年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 債務負担行為補正（松山市道後温泉事業特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
道後温泉事業施設指定管理委託	令和5年度～令和9年度	2,917,300 千円



令和5年度松山市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度松山市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和5年度松山市水道事業会計予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
重要施設への給水ルート確保事業 （東垣生町のほか）	令和5年度から 令和6年度まで	32,300 千円
硬質塩化ビニル管等の更新・改良事業 （堀江町のほか）	令和5年度から 令和6年度まで	12,000

令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁



議案第95号

令和5年度松山市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度松山市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和5年度松山市下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができしる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

公共下水道

事 項	期 間	限 度 額
中 央 処 理 区 管 渠 整 備 事 業 （ 越 智 一 丁 目 ほ か ）	令和5年度から 令和6年度まで	7,000 千円
西 部 処 理 区 管 渠 整 備 事 業 （ 古 津 六 丁 目 ほ か ）	令和5年度から 令和6年度まで	11,200

令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁



令和5年度松山市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度松山市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300,971千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ221,922,210千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		21,942,000 千円	300,000 千円	22,242,000 千円
	1 地方交付税	21,942,000	300,000	22,242,000
22 諸収入		9,435,962	971	9,436,933
	4 雑入	4,767,415	971	4,768,386
歳入	合計	221,621,239	300,971	221,922,210

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		840,986 千円	4,697 千円	845,683 千円
	1 議会費	840,986	4,697	845,683
2 総務費		15,496,009	327,970	15,823,979
	1 総務管理費	11,076,798	307,493	11,384,291
	2 徴税費	3,069,407	6,790	3,076,197
	3 戸籍住民基本台帳費	1,022,491	705	1,023,196
	4 選挙費	187,396	△ 3,231	184,165
	5 統計調査費	33,296	6,610	39,906
6 監査委員費		106,621	9,603	116,224

3 民生費		106,773,745	△ 36,626	106,737,119
1 社会福祉費		47,109,280	△ 32,851	47,076,429
2 児童福祉費		37,929,855	△ 541	37,929,314
3 生活保護費		21,634,610	△ 3,234	21,631,376
4 衛生費		21,581,000	△ 148,382	21,432,618
1 保健衛生費		4,422,985	△ 25,061	4,397,924
2 保健所費		10,449,604	△ 100,383	10,349,221
3 清掃費		6,708,411	△ 22,938	6,685,473
6 農林水産業費		3,561,989	31,506	3,593,495
1 農業費		1,134,719	6,733	1,141,452
2 農業土木費		1,506,347	11,325	1,517,672
3 林業費		372,890	926	373,816
4 水産業費		548,033	12,522	560,555
7 商工費		9,294,600	7,382	9,301,982
1 商工費		7,542,083	△ 9,081	7,533,002
2 観光費		1,752,517	16,463	1,768,980
8 土木費		19,178,270	7,516	19,185,786
1 土木管理費		601,802	△ 361	601,441
2 道路橋梁費		3,497,259	20,663	3,517,922
3 河川費		1,165,014	△ 7,371	1,157,643

款	項	補正前の額	補正額	計
4 港湾費		570,114 千円	△ 3,245 千円	566,869 千円
	5 都市計画費	10,966,782	△ 11,363	10,955,419
	6 住宅費	1,686,877	14,110	1,700,987
	7 公園緑地費	690,422	△ 4,917	685,505
	9 消防費	6,723,405	110,338	6,833,743
	1 消防費	6,723,405	110,338	6,833,743
	10 教育費	19,219,326	△ 3,430	19,215,896
1 教育総務費		2,058,427	32,966	2,091,393
	2 小学校費	4,154,374	△ 3,635	4,150,739
	4 幼稚園費	240,073	10,695	250,768
	5 社会教育費	3,479,136	△ 42,700	3,436,436
	6 保健体育費	6,875,330	△ 756	6,874,574
	歳出	合計	221,621,239	300,971



議案第97号

令和5年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,092千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,968,032千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市競輪事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪収入		25,403,921 千円	8,092 千円	25,412,013 千円
	2 車券発売金	25,400,000	8,092	25,408,092
歳入	合計	26,959,940	8,092	26,968,032

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪費		26,649,385 千円	8,092 千円	26,657,477 千円
	1 開催費	26,649,385	8,092	26,657,477
歳出	合計	26,959,940	8,092	26,968,032

議案第98号

令和5年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

令和5年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,671千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,981,171千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市国民健康保険事業勘定特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		7,463,232 千円	△ 1,184 千円	7,462,048 千円
	1 国民健康保険料	7,463,232	△ 1,184	7,462,048
6 繰入金		5,330,498	27,855	5,358,353
	1 一般会計繰入金	5,330,498	27,855	5,358,353
歳入	合計	54,954,500	26,671	54,981,171

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		735,552 千円	29,038 千円	764,590 千円
	1 総務管理費	673,071	29,038	702,109
4 保健事業費		530,902	△ 2,367	528,535
	1 保健事業費	530,902	△ 2,367	528,535
歳出	合計	54,954,500	26,671	54,981,171

令和5年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,240千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,849,445千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		10,111,652 千円	△ 1,085 千円	10,110,567 千円
	1 介護保険料	10,111,652	△ 1,085	10,110,567
3 国庫支出金		12,723,702	△ 1,814	12,721,888
	2 国庫補助金	3,763,300	△ 1,814	3,761,486
5 県支出金		7,278,944	△ 907	7,278,037
	2 県補助金	573,047	△ 907	572,140
6 繰入金		8,740,493	11,046	8,751,539
	1 一般会計繰入金	8,440,493	11,046	8,451,539
歳入	合計	52,842,205	7,240	52,849,445

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,198,032 千円	11,953 千円	1,209,985 千円
	1 総務管理費	1,198,032	11,953	1,209,985
3 地域支援事業費		3,046,733	△ 4,713	3,042,020
	1 地域支援事業費	3,046,733	△ 4,713	3,042,020
歳出	合計	52,842,205	7,240	52,849,445

議案第100号

令和5年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,315千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,007,815千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正 (松山市卸売市場事業特別会計)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		370,333 千円	3,315 千円	373,648 千円
	1 一般会計繰入金	370,333	3,315	373,648
歳入	合 計	1,004,500	3,315	1,007,815

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 卸売市場事業費		997,103 千円	3,315 千円	1,000,418 千円
	1 市場事業費	997,103	3,315	1,000,418
歳出	合 計	1,004,500	3,315	1,007,815



令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市職員給与条例等の一部改正について

松山市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市職員給与条例等の一部を改正する条例

(松山市職員給与条例の一部改正)

第1条 松山市職員給与条例(昭和27年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第27条の3第1項第1号中「308,800円」を「309,600円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「50,300円」に改める。

第28条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第29条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1号から別表第5号までを次のように改める。

別表第1号から別表第5号まで(別紙1のとおり)

第2条 松山市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第3条及び第3条の2中「管理職手当」の次に「在宅勤務等手当」を加える。

第20条第2項第2号中「額(」の次に「第22条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、」を加える。

第22条を次のように改める。

(在宅勤務等手当)

第22条 住居その他これに準じるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命じられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第28条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第29条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和36年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(別紙2のとおり)

第4条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

題名中「単純な労務に雇用される職員」を「技能労務職員」に改める。

第1条中「により、準用される」を「において準用する」に、「単純な労務に雇用される職員」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項に規定する地方公務員である職員(以下「技能労務職員」という。)」に改める。

第2条第1項中「単純な労務に雇用される職員」を「技能労務職員」に、「職員(」を「もの(」に改め、同条第2項中「単身赴任手当」の次に「在宅勤務等手当」を加える。

第6条の2の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第6条の3 住居その他これに準じる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、一定期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命じられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

第17条第2項中「通勤手当」の次に「在宅勤務等手当」を、「期末手当」の次に「勤勉手当」を加え、同条第3項中「通勤手当」の次に「在宅勤務等手当」を加え、「及び期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

別表備考中「単純な労務に雇用される職員」を「技能労務職員」に改める。

(松山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 松山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年条例第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「単身赴任手当」の次に「, 在宅勤務等手当」を加える。

第7条の3の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第7条の4 在宅勤務等手当は、住居その他これに準じる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、一定期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命じられた職員に対して支給する。

第19条第2項中「通勤手当」の次に「, 在宅勤務等手当」を、「期末手当」の次に「, 勤勉手当」を加え、同条第3項中「通勤手当」の次に「, 在宅勤務等手当」を加え、「及び期末手当」を「, 期末手当及び勤勉手当」に改める。

(松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「376,000円」を「380,000円」に、「422,000円」を「427,000円」に、「472,000円」を「477,000円」に、「533,000円」を「539,000円」に、「608,000円」を「615,000円」に改める。

第8条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第7条 松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「通勤手当」の次に「, 在宅勤務等手当」を加え、「及び期末手当」を「, 期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第2項中「)並びに」の次に「在宅勤務等手当,」を加え、「並びに期末手当」を「, 期末手当並びに勤勉手当」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第5条の2 会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける職員の例により、在宅勤務等手当(パートタイム会計年度任用職員にあつては、在宅勤務等手当に相当する報酬)を支給する。

第13条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第13条の2 給与条例第29条(第2項第2号及び第4項を除く。)の規定は、会計年度任用職員(市長が規則で定める職員に限る。)について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とあるのは、月額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員にあつては「月額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員」と、月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては「月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員」と、日額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員及び日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては「日額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員及び日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員」と、「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、月額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員にあつては「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては「基本報酬の月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額」と、日額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員及び日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては「規則で定める額」と読み替えるものとする。付則第21項を次のように改める。

(給与条例の改正に係る給与に関する効力発生時期の特例)

21 この条例中給与条例の規定を準用する場合又は給与条例の規定の例により計算す

る場合において、給与条例の改正が行われるときにおける会計年度任用職員（任期の定めが6箇月未満又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者その他市長がこれに準じると認める者に限る。）についての当該改正の効力は、当該改正に係る条例の規定にかかわらず、市長が別に定める日から生じるものとする。

#### 付 則

##### （施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第5条、第7条及び第8条（松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例付則第21項の改正規定を除く。）の規定並びに付則第5項から第7項までの規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の松山市職員給与条例（以下この項及び次項において「改正後の給与条例」という。）第27条の3第1項第1号及び第2号の規定並びに別表第1号から別表第5号までの規定、第3条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（次項において「改正後の単労条例」という。）別表の規定並びに第6条の規定による改正後の松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の表の規定は令和5年4月1日から、改正後の給与条例第28条第2項及び第3項、第29条第2項第1号及び第2号並びに改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

##### （給与の内払）

- 3 改正後の給与条例、改正後の単労条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の松山市職員給与条例、第3条の規定による改正前の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例又は第6条の規定による改正前の松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の単労条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

##### （規則への委任）

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

##### （松山市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

5 松山市職員の退職手当に関する条例（昭和33年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条の5第2項中「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例」を「技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例」に改める。

（松山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

6 松山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年条例第20号）の一部を次のように改正する。

付則第15条第2項、第4項及び第5項中「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例」を「技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例」に改める。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

7 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（令和4年条例第28号）の一部を次のように改正する。

付則第4項中「おける単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例」を「おける技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例」に改める。

（提案理由）

本市職員の給与を改定するため、本案を提出する。

(別紙1)  
別表第1号 (第5条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	163,000	214,600	243,200	282,100	309,000	347,900	386,100	410,300	457,800
	2	164,100	216,000	244,700	283,500	310,600	349,900	387,900	412,000	459,900
	3	165,300	217,300	246,100	285,000	312,300	351,800	389,700	413,700	462,200
	4	166,400	218,500	247,500	286,400	314,100	353,600	391,600	415,200	464,500
	5	167,500	219,700	248,900	287,900	315,900	355,300	393,400	417,200	466,800
	6	168,600	221,100	250,400	289,500	317,700	357,300	395,400	419,400	469,300
	7	169,700	222,100	251,800	291,300	319,500	359,200	397,300	421,400	471,600
	8	170,800	223,100	253,000	292,700	321,000	361,100	399,400	423,600	474,100
	9	171,800	224,100	254,400	294,200	322,400	362,900	401,200	425,800	476,500
	10	173,000	225,600	255,600	295,800	324,400	364,800	403,200	427,800	479,000
	11	174,100	226,800	256,700	296,900	326,200	366,700	405,100	429,900	481,400
	12	175,200	228,200	258,000	298,600	328,300	368,600	407,000	432,000	483,900
	13	176,200	229,300	258,900	300,400	329,800	370,300	409,000	433,900	486,200
	14	177,300	230,500	260,100	302,500	331,900	372,300	410,800	435,600	488,400
	15	178,400	232,000	261,400	304,400	333,700	374,300	412,700	437,600	490,600
	16	179,600	233,500	262,400	306,000	335,800	376,100	414,500	439,500	492,800
	17	180,600	234,800	263,300	307,600	337,900	377,800	416,400	441,300	494,400
	18	181,600	236,400	264,200	309,500	340,000	379,900	418,300	443,000	495,900
	19	182,800	237,900	265,400	311,100	341,900	381,800	420,100	444,600	497,400
	20	185,400	239,300	266,500	313,000	344,000	383,900	421,900	446,300	498,900
	21	188,100	240,900	267,400	314,800	345,800	385,900	423,400	448,100	500,500
	22	190,600	242,500	268,800	316,500	347,800	387,600	425,200	449,800	501,900
	23	193,100	244,000	270,300	318,400	349,600	388,600	427,000	451,600	503,300
	24	195,600	245,300	271,700	319,900	351,400	390,000	428,800	453,400	504,700
	25	198,100	246,600	273,100	321,500	353,500	391,400	430,000	455,200	505,900
	26	200,800	248,000	274,800	323,400	355,100	392,900	431,500	456,900	507,100
	27	203,500	249,300	276,400	325,300	357,000	394,100	433,100	458,500	508,300
	28	205,600	250,600	278,000	327,200	358,800	395,600	434,500	459,800	509,500
	29	207,800	251,700	279,500	328,800	360,700	396,900	435,900	461,200	510,100
	30	209,100	252,700	280,900	330,900	362,800	398,400	437,100	462,600	510,900
	31	210,500	253,700	282,400	333,000	364,700	399,900	438,500	463,700	511,900
	32	211,800	254,500	283,900	335,100	366,300	401,300	439,900	465,200	512,800
	33	213,000	255,600	285,500	337,300	367,800	402,700	441,200	466,700	513,800
	34	214,400	256,600	286,600	339,400	369,400	403,900	442,600	467,600	514,000
	35	215,800	257,600	288,300	341,500	371,000	405,000	444,000	468,900	514,500

3 6	217,100	258,500	290,000	343,600	372,600	406,000	445,300	470,300	515,100
3 7	218,200	259,400	291,900	345,400	373,900	406,800	446,200	471,800	515,600
3 8	219,300	260,600	293,000	347,300	375,000	408,000	446,600	473,300	515,800
3 9	220,400	261,900	294,700	349,200	376,200	409,100	447,900	474,700	516,300
4 0	221,600	263,300	296,300	351,000	377,600	410,300	449,300	476,000	517,000
4 1	222,700	264,600	298,000	353,000	379,000	411,500	450,700	477,400	517,600
4 2	223,700	265,900	299,300	354,700	380,200	412,200	452,100	478,400	
4 3	224,800	267,000	300,700	356,400	381,300	413,800	453,700	479,300	
4 4	225,900	268,300	302,400	358,300	382,400	415,200	455,100	480,200	
4 5	227,000	269,500	304,100	360,200	383,400	416,700	456,300	481,100	
4 6	228,100	270,700	305,000	362,200	384,400	418,000	457,700	482,100	
4 7	229,200	272,200	306,500	364,200	385,300	419,400	459,100	483,100	
4 8	230,200	273,700	308,200	366,000	386,200	420,700	460,400	484,100	
4 9	231,300	275,100	309,800	367,500	387,100	422,000	461,400	485,000	
5 0	232,300	276,500	310,900	369,100	388,000	423,200	462,400	485,900	
5 1	233,300	277,900	312,600	370,600	388,900	424,400	463,300	486,800	
5 2	234,000	279,300	314,500	372,200	389,800	425,600	464,200	487,500	
5 3	234,800	280,700	316,200	373,700	390,500	426,700	465,000	488,200	
5 4	235,700	282,200	317,600	374,900	391,200	427,800	465,700		
5 5	236,600	283,700	319,300	376,100	392,200	429,100	466,400		
5 6	237,500	285,100	321,100	377,400	393,200	430,300	467,100		
5 7	238,400	286,500	322,700	378,800	394,000	431,600	467,800		
5 8	239,300	287,900	324,500	380,000	394,600	432,600			
5 9	240,200	289,100	326,000	380,600	395,400	433,700			
6 0	241,100	290,100	327,500	381,400	396,300	434,800			
6 1	241,900	290,900	328,800	382,200	397,000	435,700			
6 2	242,500	291,500	330,100	383,100	397,800	436,800			
6 3	243,200	292,100	331,400	384,000	398,600	437,800			
6 4	243,800	292,700	333,100	384,900	399,300	438,900			
6 5	244,400	293,300	334,600	385,700	400,000	439,800			
6 6	245,000	293,900	336,200	386,500	400,900				
6 7	245,600	294,600	337,800	387,400	401,700				
6 8	246,200	295,300	339,500	388,200	402,500				
6 9	246,800	295,900	341,100	388,900	403,200				
7 0	247,400	296,600	342,000	389,800	404,200				
7 1	248,000	297,300	342,900	390,800	405,300				
7 2	248,700	298,000	343,800	391,700	406,400				
7 3	249,400	298,600	344,500	392,600	407,100				
7 4		299,100	345,400	393,600	408,200				
7 5		299,600	346,300	394,500	409,000				
7 6		300,100	347,000	395,400	410,000				



77	300,600	347,700	396,200	410,900					
78	301,100	348,200	396,900	411,900					
79	301,600	348,700	397,500	412,900					
80	302,000	349,200	398,100	413,800					
81	302,400	349,700	398,700	414,800					
82	302,700	350,200	398,900						
83	303,000	350,700	399,100						
84	303,400	351,000	399,300						
85	303,800	351,400	399,500						
86	304,100	351,800	399,700						
87	304,400	352,200	399,900						
88	304,800	352,500	400,100						
89	305,200	352,900	400,300						
90		353,400							
91		353,700							
92		354,200							
93		354,700							
94		355,200							
95		355,700							
96		356,200							
97		356,700							
98		357,300							
99		357,900							
100		358,400							
101		358,800							
102		359,200							
103		359,600							
104		360,000							
105		360,400							
定年前再 任用短時 間勤務職 員	187,700	216,200	241,300	265,200	282,800	314,100	340,800	374,300	416,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けていない職員に適用する。

別表第2号(第5条関係)

## 消防職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	180,600	252,900	280,000	314,100	349,900	386,700	410,300	457,800
	2	182,200	254,100	281,800	315,900	351,800	388,600	412,000	459,900
	3	183,800	255,100	283,300	317,700	353,600	390,600	413,700	462,200
	4	185,500	256,100	285,000	319,500	355,400	392,600	415,200	464,500
	5	187,000	257,300	286,500	321,000	357,300	394,500	417,200	466,800
	6	189,200	258,200	288,000	322,400	359,200	396,500	419,400	469,300
	7	191,600	259,000	289,600	324,400	361,000	398,500	421,400	471,600
	8	193,800	260,000	290,900	326,200	362,700	400,400	423,600	474,100
	9	195,800	261,200	292,700	328,300	364,300	402,700	425,800	476,500
	10	197,000	262,200	294,100	329,900	365,800	404,500	427,800	479,000
	11	198,300	263,000	295,700	331,900	367,700	406,500	429,900	481,400
	12	199,500	263,800	297,000	333,500	369,400	408,400	432,000	483,900
	13	200,800	264,600	298,800	335,300	371,300	410,300	433,900	486,200
	14	201,900	265,900	300,800	337,000	373,300	412,100	435,600	488,400
	15	203,100	266,800	302,700	338,800	375,100	413,800	437,600	490,600
	16	204,300	267,800	304,200	340,500	377,000	415,500	439,500	492,800
	17	205,500	269,100	305,900	342,100	379,000	417,300	441,300	494,400
	18	206,700	270,300	307,700	343,900	380,900	418,900	443,000	495,900
	19	208,000	271,400	309,300	345,800	382,700	420,400	444,600	497,400
	20	209,200	272,700	311,100	347,600	384,600	422,000	446,300	498,900
	21	210,500	274,300	312,800	349,200	386,300	423,700	448,100	500,500
	22	211,700	275,900	314,700	350,800	387,500	425,200	449,800	501,900
	23	213,000	277,200	316,400	352,300	388,800	426,800	451,600	503,300
	24	214,400	278,700	318,300	353,800	390,200	428,300	453,400	504,700
	25	215,800	279,900	319,600	355,200	391,500	429,600	455,200	505,900
	26	217,800	281,300	321,600	356,800	392,900	430,900	456,900	507,100
	27	219,800	282,700	323,600	358,100	394,000	432,200	458,500	508,300
	28	221,600	284,100	325,500	359,500	395,600	433,400	459,800	509,500
	29	223,700	285,700	327,200	360,500	396,800	434,700	461,200	510,100
	30	225,100	287,100	328,900	361,800	398,200	435,700	462,600	510,900
	31	226,700	288,400	330,900	363,000	399,600	436,700	463,700	511,900
	32	228,300	290,100	332,800	364,300	401,000	437,700	465,200	512,800
	33	229,800	291,800	334,600	365,500	402,300	438,700	466,700	513,800
	34	231,400	293,200	336,400	366,500	403,300	439,800	467,600	514,000
	35	233,000	294,600	338,200	367,600	404,300	440,800	468,900	514,500
	36	234,500	296,300	339,900	368,800	405,200	441,600	470,300	515,100

3 7	235,700	297,600	341,600	370,100	406,100	442,700	471,800	515,600
3 8	237,100	298,700	343,400	371,200	407,200	443,600	473,300	515,800
3 9	238,200	299,800	345,300	372,300	408,300	444,400	474,700	516,300
4 0	239,300	301,400	347,100	373,500	409,500	445,100	476,000	517,000
4 1	240,500	303,300	348,800	374,500	410,600	445,300	477,400	517,600
4 2	241,700	304,900	350,200	375,500	411,100	446,100	478,400	
4 3	243,100	306,300	351,700	376,500	412,300	446,600	479,300	
4 4	244,500	307,900	353,200	377,600	413,600	447,300	480,200	
4 5	245,600	309,300	354,700	378,900	414,800	448,100	481,100	
4 6	246,800	310,700	356,200	379,700	415,900	448,900	482,100	
4 7	248,200	312,100	357,600	380,400	417,000	449,800	483,100	
4 8	249,300	313,800	358,900	381,200	418,200	450,500	484,100	
4 9	250,600	315,500	360,200	381,800	419,200	451,400	485,000	
5 0	251,700	317,200	361,500	382,500	420,200	452,200	485,900	
5 1	252,700	318,800	362,700	383,300	421,200	453,200	486,800	
5 2	253,700	320,500	364,000	384,000	422,100	454,200	487,500	
5 3	254,500	322,100	365,200	384,600	422,900	455,100	488,200	
5 4	255,600	323,800	366,400	385,300	423,800			
5 5	256,600	325,300	367,600	385,900	424,700			
5 6	257,600	326,400	368,800	386,500	425,500			
5 7	258,500	327,900	370,000	387,200	426,200			
5 8	259,400	329,000	371,100	387,900	427,000			
5 9	260,600	330,500	372,200	388,600	427,700			
6 0	262,100	332,200	373,400	389,200	428,600			
6 1	263,300	333,900	374,400	389,900	429,500			
6 2	264,500	335,500	375,400	390,400	430,300			
6 3	265,900	337,100	376,400	391,300	431,200			
6 4	267,000	338,800	377,400	392,300	432,100			
6 5	268,300	340,400	378,700	393,100	432,900			
6 6	269,500	341,300	379,500	393,900	433,800			
6 7	270,700	342,300	379,800	394,700	434,700			
6 8	272,200	343,300	380,400	395,400	435,500			
6 9	273,700	344,200	380,900	396,100	436,400			
7 0	275,100	345,000	381,400	396,900	437,200			
7 1	276,500	345,700	382,100	397,400	438,100			
7 2	277,900	346,500	382,700	398,200	439,000			
7 3	279,300	347,000	383,300	399,000	439,800			
7 4	280,500	347,600	384,000	399,700				
7 5	281,700	348,200	384,600	400,600				
7 6	283,100	348,700	385,200	401,400				
7 7	284,600	349,000	385,800	402,100				

7 8	286,100	349,600	386,400	402,800					
7 9	287,400	350,000	387,100	403,800					
8 0	288,800	350,500	387,700	404,800					
8 1	290,100	350,900	388,200	405,800					
8 2	291,200	351,400	389,000	406,800					
8 3	292,200	351,800	389,900	407,800					
8 4	293,200	352,200	390,900	408,700					
8 5	294,100	352,500	391,600	409,700					
8 6	295,000	353,000	392,500	410,500					
8 7	295,900	353,500	393,400	411,300					
8 8	296,800	353,900	394,200	412,000					
8 9	297,700	354,300	394,900	412,500					
9 0	298,300	354,900	395,700	413,100					
9 1	298,900	355,400	396,600	413,600					
9 2	299,500	356,100	397,200	414,100					
9 3	300,200	356,700	397,600	414,800					
9 4	300,800	357,300	398,300						
9 5	301,400	357,900	399,100						
9 6	301,900	358,400	399,800						
9 7	302,300	358,800	400,300						
9 8	302,600	359,200							
9 9	303,000	359,600							
1 0 0	303,400	360,000							
1 0 1	303,800	360,400							
1 0 2	304,100								
1 0 3	304,500								
1 0 4	304,900								
1 0 5	305,200								
定年前再 任用短時 間勤務職 員	216,200	241,300	265,200	282,800	314,100	340,800	374,300	416,500	

備考 この表は、消防吏員に適用する。

## 別表第3号 (第5条関係)

## 医療職給料表 (1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100

3 7	369,700	431,500	485,400	543,700
3 8	371,900	433,500	487,100	545,300
3 9	374,000	435,300	488,900	546,700
4 0	376,000	437,200	490,700	548,300
4 1	378,000	439,000	492,300	549,800
4 2	378,700	440,700	494,100	551,200
4 3	379,300	442,400	495,900	552,600
4 4	380,000	444,200	497,500	553,900
4 5	380,900	446,000	498,900	555,100
4 6	382,200	447,800	500,600	556,100
4 7	383,500	449,500	502,400	557,100
4 8	384,800	451,200	504,100	558,100
4 9	385,600	452,800	505,600	559,100
5 0	386,400	454,500	506,900	560,000
5 1	387,200	456,200	508,200	560,900
5 2	387,700	457,900	509,500	561,800
5 3	388,500	459,800	510,500	562,600
5 4	389,300	461,000	511,800	563,500
5 5	390,000	462,200	513,100	564,400
5 6	390,700	463,400	514,400	565,300
5 7	391,400	464,400	515,400	566,200
5 8	392,300	465,400	516,200	567,100
5 9	393,000	466,300	517,000	568,000
6 0	393,600	467,100	517,800	568,700
6 1	394,100	467,900	518,700	569,600
6 2	394,600	468,600	519,500	570,500
6 3	395,000	469,300	520,400	571,400
6 4	395,400	469,900	521,200	572,300
6 5	395,700	470,600	522,100	573,200
6 6		471,300	523,000	
6 7		471,900	523,700	
6 8		472,500	524,600	
6 9		472,800	525,500	
7 0		473,400	526,300	
7 1		474,100	527,200	
7 2		474,800	528,100	
7 3		475,200	528,900	
7 4		475,800	529,800	
7 5		476,500	530,700	
7 6		477,200	531,400	
7 7		477,600	532,200	

78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	
85		481,800	539,200	
86		482,400	540,100	
87		482,800	541,000	
88		483,300	541,900	
89		483,800	542,700	
90		484,400		
91		485,000		
92		485,400		
93		485,900		
94		486,500		
95		487,100		
96		487,600		
97		488,100		
定年前再 任用短時 間勤務職 員	297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、医師及び歯科医師で市長が規則で定めるものに適用する。

## 別表第4号 (第5条関係)

## 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	167,200	202,800	236,100	258,800	282,800	330,400	373,400	438,600
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	284,600	332,400	376,000	441,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	286,400	334,300	378,600	443,700
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	288,100	336,200	381,200	446,300
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	289,700	338,000	383,500	448,700
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	291,400	340,000	386,200	451,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	293,100	342,000	388,800	453,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	294,900	344,000	391,500	456,200
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	296,800	345,800	393,600	458,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	298,100	347,900	395,800	461,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	299,700	349,900	398,000	463,600
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	301,400	351,900	400,200	466,000
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	303,000	353,400	402,200	468,500
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	304,700	355,400	404,200	470,000
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	306,300	357,300	406,200	471,300
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	307,400	359,300	408,200	472,600
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	309,100	361,100	410,000	473,800
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	310,700	363,100	411,900	475,100
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	312,400	365,100	413,800	476,400
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	314,200	367,000	415,600	477,700
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	315,900	368,700	417,400	478,900
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	317,700	370,700	419,000	480,300
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	319,300	372,700	420,600	481,700
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	321,100	374,700	422,100	482,900
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	323,200	376,100	423,600	484,300
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	325,000	377,900	424,900	485,600
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	326,900	379,700	426,200	487,000
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	328,600	381,400	427,500	488,400
	29	209,000	239,500	266,700	294,000	330,300	383,100	428,800	489,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,500	332,100	384,600	430,000	490,900
	31	211,200	242,200	269,700	296,900	334,000	386,100	431,200	492,000
	32	212,300	243,400	271,000	298,700	336,000	387,600	432,300	493,100
	33	213,700	244,400	272,200	300,600	337,800	388,900	433,500	494,200
	34	215,000	245,700	273,800	302,400	339,500	390,200	434,700	495,100
	35	216,300	246,600	275,300	304,000	341,300	391,500	435,900	496,000
	36	217,500	247,800	276,800	305,500	343,200	392,600	437,100	496,900



3 7	218,500	249,000	278,100	307,100	344,900	393,700	438,300	497,900
3 8	219,500	250,100	279,500	308,800	346,700	394,800	439,100	
3 9	220,500	251,100	280,800	310,700	348,500	395,900	439,400	
4 0	221,500	252,100	282,100	312,700	350,300	397,000	440,100	
4 1	222,400	253,000	283,200	314,500	351,900	397,800	440,700	
4 2	223,200	253,800	284,600	316,300	353,600	398,600	441,500	
4 3	224,000	254,600	286,000	318,200	355,200	399,400	442,000	
4 4	224,900	255,400	287,300	320,100	356,800	400,200	442,600	
4 5	225,800	256,200	288,600	321,900	358,000	400,600	443,200	
4 6	226,700	257,400	290,200	323,700	359,100	401,300	444,000	
4 7	227,600	258,600	291,700	325,600	360,300	402,000	444,800	
4 8	228,500	259,700	293,100	327,500	361,500	402,600	445,100	
4 9	229,200	261,000	294,300	329,400	362,500	403,300	445,400	
5 0	230,100	262,300	295,800	331,000	363,300	404,000	446,200	
5 1	231,000	263,400	297,100	332,900	364,300	404,600	446,900	
5 2	231,800	264,400	298,600	334,800	365,400	405,200	447,500	
5 3	232,100	265,400	299,900	336,600	366,400	405,800	448,000	
5 4	232,900	266,500	301,300	338,500	367,400	406,300	448,400	
5 5	233,500	267,600	302,700	340,300	368,400	406,900	448,800	
5 6	234,200	268,700	304,000	342,100	369,300	407,200	449,200	
5 7	234,800	269,400	305,000	343,800	370,100	407,500	449,600	
5 8	235,400	270,500	306,200	345,600	370,900	408,100	450,000	
5 9	235,900	271,600	307,400	347,500	371,800	408,400	450,400	
6 0	236,400	272,500	308,800	349,300	372,600	408,800	450,800	
6 1	237,000	273,300	310,100	351,100	373,100	409,200	451,200	
6 2	237,500	274,300	311,300	352,800	373,900	410,100	451,700	
6 3	238,000	275,200	312,500	354,300	374,700	411,100	452,100	
6 4	238,600	276,100	313,700	355,800	375,500	412,000	452,500	
6 5	239,100	276,900	315,000	357,000	375,900	412,600	452,800	
6 6	239,600	277,900	315,800	358,100	376,600	413,600		
6 7	240,200	278,800	316,500	359,300	377,300	414,500		
6 8	240,700	279,700	317,200	360,400	377,900	415,500		
6 9	241,200	280,600	317,800	361,500	378,300	416,400		
7 0	241,700	281,600	318,500	362,300	378,900	417,300		
7 1	242,100	282,700	319,200	363,400	379,600	418,200		
7 2	242,600	283,700	319,800	364,500	380,200	419,100		
7 3	243,100	284,300	320,400	365,500	380,600	420,100		
7 4	243,600	284,800	320,600	366,500	381,100	421,000		
7 5	244,100	285,300	321,100	367,500	381,600	421,700		
7 6	244,600	286,100	321,600	368,500	382,100	422,300		
7 7	244,900	286,900	322,200	369,300	382,700	422,800		

7 8	245, 200	287, 500	322, 700	370, 100	383, 200	423, 200		
7 9	245, 500	288, 100	323, 200	370, 900	383, 800	423, 600		
8 0	245, 700	288, 600	323, 600	371, 800	384, 400	424, 000		
8 1	245, 900	289, 100	324, 200	372, 400	384, 900	424, 500		
8 2	246, 200	289, 600	324, 700	373, 000	385, 400	424, 900		
8 3	246, 500	290, 000	325, 100	373, 600	385, 900	425, 300		
8 4	246, 700	290, 300	325, 600	374, 000	386, 400	425, 700		
8 5	246, 900	290, 500	326, 100	374, 300	386, 700	426, 000		
8 6		290, 700	326, 500	374, 600	387, 200			
8 7		290, 900	326, 700	374, 900	387, 600			
8 8		291, 100	327, 000	375, 200	388, 000			
8 9		291, 500	327, 400	375, 500	388, 400			
9 0		291, 700	327, 800					
9 1		291, 900	328, 200					
9 2		292, 100	328, 600					
9 3		292, 500	328, 900					
9 4		292, 700	329, 100					
9 5		292, 900	329, 500					
9 6		293, 200	329, 800					
9 7		293, 500	330, 000					
9 8		293, 700	330, 300					
9 9		293, 900	330, 600					
1 0 0		294, 200	330, 900					
1 0 1		294, 500	331, 100					
1 0 2		294, 700	331, 400					
1 0 3		294, 900	331, 800					
1 0 4		295, 200	332, 000					
1 0 5		295, 500	332, 200					
1 0 6			332, 400					
1 0 7			332, 800					
1 0 8			333, 000					
1 0 9			333, 200					
1 1 0			333, 600					
1 1 1			334, 000					
1 1 2			334, 400					
1 1 3			334, 600					
定年前再 任用短時 間勤務職 員	189, 700	216, 300	244, 500	257, 900	283, 100	323, 900	366, 200	427, 900

備考 この表は、薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で市長が規則で定めるものに適用する。

別表第5号(第5条関係)

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	183,500	211,000	253,600	272,400	283,000	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	283,900	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	284,800	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	285,800	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	286,800	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	287,800	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	288,900	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	290,200	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	291,600	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	292,800	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	293,800	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	294,700	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	296,000	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	297,100	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	298,300	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	299,500	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	300,700	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	302,000	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	303,300	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	304,800	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	306,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	307,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	308,900	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	310,400	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	311,400	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,200	312,900	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,400	314,300	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	298,600	315,700	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	299,600	317,000	334,700	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	300,500	318,500	336,200	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	301,900	319,900	337,700	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	303,300	321,100	339,300	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	304,400	322,300	340,700	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	305,700	323,700	342,400	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	307,300	325,200	344,100	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	308,800	326,500	345,600	399,100	443,800

3 7	235,900	257,600	287,500	310,100	328,000	347,000	400,700	444,900
3 8	237,200	258,500	288,600	311,600	329,600	348,600	402,400	446,200
3 9	238,500	259,400	289,700	313,100	331,000	350,100	404,200	447,500
4 0	239,700	260,300	290,700	314,500	332,200	351,600	406,000	448,900
4 1	240,500	260,700	291,700	316,000	333,600	353,000	407,500	449,900
4 2	241,500	261,500	292,900	317,600	335,000	354,500	409,000	450,800
4 3	242,500	262,300	294,100	319,200	336,400	355,900	410,500	451,700
4 4	243,500	263,000	295,300	320,500	337,800	357,300	411,800	452,400
4 5	244,500	263,700	296,400	321,700	339,100	358,700	412,900	453,400
4 6	245,500	264,400	297,700	323,200	340,500	360,000	414,000	454,300
4 7	246,400	265,100	299,000	324,700	341,800	361,400	415,400	455,200
4 8	247,200	265,800	300,200	326,100	343,200	362,800	416,800	456,100
4 9	248,000	266,500	301,300	327,500	344,500	364,300	418,400	457,100
5 0	248,900	267,300	302,500	329,100	345,800	365,800	419,900	457,900
5 1	249,800	268,000	303,700	330,600	347,300	367,300	421,400	458,800
5 2	250,600	268,900	305,000	331,900	348,700	368,900	422,800	459,700
5 3	251,200	269,800	306,400	333,200	350,300	370,300	424,200	460,600
5 4	252,100	270,900	307,700	334,500	351,900	371,600	425,700	461,500
5 5	253,000	272,000	309,000	335,900	353,600	372,900	427,100	462,400
5 6	253,800	273,200	310,200	337,300	355,200	374,200	428,500	463,300
5 7	254,500	274,400	311,000	338,700	356,500	375,400	429,600	464,200
5 8	255,400	275,800	312,200	340,200	357,900	376,200	430,500	
5 9	256,000	277,100	313,400	341,400	359,300	377,300	431,400	
6 0	256,800	278,400	314,800	342,600	360,900	378,400	432,100	
6 1	257,500	279,600	315,900	344,000	362,200	379,500	432,900	
6 2	258,200	280,800	317,200	345,400	363,500	380,300	433,800	
6 3	258,900	281,900	318,400	346,900	364,800	381,100	434,700	
6 4	259,600	283,000	319,600	348,200	366,000	382,000	435,600	
6 5	260,200	284,000	320,800	349,800	367,300	382,800	436,500	
6 6	260,900	285,200	322,100	351,400	368,100	383,700	437,400	
6 7	261,500	286,400	323,300	353,100	369,200	384,700	438,100	
6 8	262,100	287,400	324,500	354,700	370,300	385,600	439,000	
6 9	262,700	288,400	325,200	356,200	371,400	386,500	439,700	
7 0	263,300	289,800	326,300	357,600	372,300	387,400	440,300	
7 1	264,100	291,100	327,400	359,100	373,100	388,100	441,100	
7 2	264,900	292,300	328,300	360,700	373,900	388,900	441,900	
7 3	266,100	293,300	329,400	362,000	374,600	389,700	442,600	
7 4	267,200	294,600	330,100	363,300	375,600	390,500	443,400	
7 5	268,200	295,800	331,200	364,600	376,600	391,200	444,200	
7 6	269,200	297,000	332,300	365,900	377,600	391,700	445,000	
7 7	270,100	298,300	333,400	367,200	378,500	392,500	445,900	

7 8	271,000	299,500	334,600	368,000	379,200	393,100
7 9	271,900	300,700	335,700	369,100	380,000	393,700
8 0	272,800	301,900	336,800	370,200	380,900	394,200
8 1	273,600	302,400	337,900	371,300	381,600	394,800
8 2	274,500	303,600	339,000	372,200	382,300	395,300
8 3	275,400	304,700	340,000	373,000	383,100	395,800
8 4	276,000	305,800	341,100	373,800	383,900	396,300
8 5	276,700	306,900	342,000	374,600	384,700	396,800
8 6	277,400	308,100	343,000	375,300	385,300	397,500
8 7	278,100	309,300	343,900	376,000	386,000	398,300
8 8	278,800	310,400	344,900	376,500	386,600	399,100
8 9	279,600	311,500	345,800	377,000	387,400	399,700
9 0	280,400	312,700	346,600		387,800	400,500
9 1	281,200	313,900	347,400		388,100	401,400
9 2	282,000	315,000	348,200		388,500	402,300
9 3	282,800	315,800	348,800		388,900	403,000
9 4	283,800	316,500	349,400		389,300	403,900
9 5	284,700	317,200	350,100		389,600	404,800
9 6	285,600	317,800	350,700		389,900	405,700
9 7	286,200	318,300	351,100		390,200	406,400
9 8	286,800	318,600	351,500		390,500	407,200
9 9	287,400	319,200	352,000		390,900	408,000
1 0 0	288,300	319,800	352,400		391,300	408,800
1 0 1	289,100	320,200	352,900		391,700	409,600
1 0 2	289,900	320,800	353,300			410,300
1 0 3	290,700	321,400	353,800			410,900
1 0 4	291,500	321,900	354,200			411,500
1 0 5	292,100	322,300	354,500			412,100
1 0 6	292,600	322,800	355,000			412,700
1 0 7	293,100	323,300	355,400			413,400
1 0 8	293,500	323,800	355,700			414,000
1 0 9	293,700	324,200	356,200			414,600
1 1 0	294,000	324,600	356,700			415,300
1 1 1	294,200	324,900	357,200			416,100
1 1 2	294,500	325,200	357,700			416,700
1 1 3	294,800	325,500	358,200			417,400
1 1 4	295,000	325,900	358,700			418,000
1 1 5	295,300	326,300	359,200			418,700
1 1 6	295,500	326,600	359,600			419,300
1 1 7	295,800	326,800	360,000			419,800
1 1 8	296,100	327,100	360,400			420,500

1 1 9	296,400	327,500	360,900	421,200
1 2 0	296,700	327,700	361,400	421,900
1 2 1	297,000	327,900	361,800	422,500
1 2 2	297,400	328,200	362,300	423,200
1 2 3	297,700	328,500	362,800	423,800
1 2 4	298,100	328,800	363,300	424,500
1 2 5	298,300	329,000	363,600	425,100
1 2 6	298,500	329,300		425,600
1 2 7	298,800	329,700		426,100
1 2 8	299,200	329,900		426,600
1 2 9	299,400	330,100		427,200
1 3 0	299,700	330,300		
1 3 1	300,100	330,700		
1 3 2	300,500	330,900		
1 3 3	300,700	331,200		
1 3 4	301,000	331,600		
1 3 5	301,400	332,000		
1 3 6	301,700	332,400		
1 3 7	301,900	332,700		
1 3 8	302,200	333,100		
1 3 9	302,600	333,500		
1 4 0	302,900	333,900		
1 4 1	303,100	334,200		
1 4 2	303,500	334,600		
1 4 3	303,900	334,900		
1 4 4	304,200	335,300		
1 4 5	304,300	335,600		
1 4 6	304,600	336,000		
1 4 7	304,900	336,400		
1 4 8	305,300	336,800		
1 4 9	305,500	337,100		
1 5 0	305,700	337,500		
1 5 1	306,000	337,900		
1 5 2	306,300	338,300		
1 5 3	306,700	338,600		
1 5 4	306,900			
1 5 5	307,100			
1 5 6	307,400			
1 5 7	307,700			
1 5 8	308,000			
1 5 9	308,300			

	1 6 0	308,600							
	1 6 1	309,000							
	1 6 2	309,300							
	1 6 3	309,600							
	1 6 4	309,900							
	1 6 5	310,300							
	1 6 6	310,600							
	1 6 7	310,900							
	1 6 8	311,200							
	1 6 9	311,600							
定年前再 任用短時 間勤務職 員		236,100	256,400	263,600	273,800	281,900	290,100	327,300	371,800

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で市長が規則で定めるものに適用する。

(別紙2)  
別表(第3条関係)

特殊行政職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	155,300	219,500	261,400
	2	156,300	221,200	262,400
	3	157,300	222,800	263,300
	4	158,300	224,400	264,200
	5	159,200	225,900	265,400
	6	160,300	227,500	266,500
	7	161,200	229,200	267,400
	8	162,100	230,900	268,800
	9	163,000	232,500	270,300
	10	164,200	234,000	271,800
	11	165,300	235,500	273,500
	12	166,400	237,100	275,100
	13	167,400	238,600	276,900
	14	168,500	240,200	278,600
	15	169,600	241,600	280,500
	16	170,700	243,200	282,100
	17	171,700	244,800	283,500
	18	172,900	246,100	285,000
	19	174,000	247,500	286,400
	20	175,200	248,900	287,900
	21	176,200	250,400	289,400
	22	177,400	251,800	290,800
	23	178,600	253,200	292,400
	24	180,000	254,500	293,400
	25	181,200	255,800	294,800
	26	182,500	257,100	295,800
	27	183,800	258,100	297,200
	28	185,200	259,400	298,600
	29	186,400	260,700	299,700
	30	187,500	261,400	301,100
	31	188,900	262,400	302,500
	32	190,200	263,300	303,900
	33	191,400	264,300	305,500
	34	192,700	265,900	306,800
	35	193,800	267,400	308,400



3 6	195, 100	268, 900	309, 700
3 7	196, 300	269, 800	311, 200
3 8	197, 500	271, 100	312, 600
3 9	198, 600	272, 400	314, 100
4 0	199, 900	273, 400	315, 500
4 1	200, 900	274, 600	316, 800
4 2	202, 100	276, 100	318, 100
4 3	203, 200	277, 500	319, 600
4 4	204, 400	279, 000	320, 800
4 5	205, 500	280, 400	322, 300
4 6	206, 700	281, 700	323, 600
4 7	207, 800	283, 200	325, 100
4 8	209, 100	284, 700	326, 600
4 9	210, 300	286, 100	328, 000
5 0	211, 500	287, 500	329, 300
5 1	212, 800	288, 900	330, 800
5 2	214, 100	290, 300	332, 300
5 3	215, 300	291, 800	333, 800
5 4	216, 700	293, 000	335, 100
5 5	218, 000	294, 100	336, 400
5 6	219, 400	295, 200	337, 900
5 7	220, 700	296, 600	339, 300
5 8	222, 100	297, 700	340, 600
5 9	223, 500	298, 700	341, 900
6 0	225, 000	299, 800	343, 400
6 1	226, 300	300, 900	344, 700
6 2	227, 400	301, 900	345, 800
6 3	228, 500	302, 900	346, 900
6 4	229, 600	304, 000	348, 400
6 5	230, 200	305, 100	349, 600
6 6	230, 900	306, 100	350, 600
6 7	231, 800	307, 000	351, 500
6 8	232, 800	308, 000	352, 700
6 9	233, 700	309, 000	353, 900
7 0	234, 700	309, 900	354, 900
7 1	235, 800	310, 600	355, 800
7 2	236, 800	311, 300	356, 900
7 3	237, 800	311, 800	357, 800
7 4	238, 700	312, 500	358, 700
7 5	239, 800	313, 300	359, 600
7 6	240, 900	314, 100	360, 400

7 7	241, 800	314, 700	361, 300
7 8	242, 600	315, 200	362, 100
7 9	243, 700	315, 900	362, 900
8 0	244, 700	316, 600	363, 700
8 1	245, 600	317, 100	364, 400
8 2	246, 400	317, 700	365, 100
8 3	247, 500	318, 200	365, 700
8 4	248, 500	318, 700	366, 400
8 5	249, 400	319, 100	367, 100
8 6	250, 200	319, 700	367, 800
8 7	251, 100	320, 200	368, 300
8 8	252, 000	320, 700	369, 000
8 9	252, 700	321, 100	369, 700
9 0	253, 600	321, 500	370, 200
9 1	254, 500	322, 000	370, 700
9 2	255, 400	322, 400	371, 400
9 3	256, 200	322, 900	372, 100
9 4	257, 000	323, 500	372, 600
9 5	257, 800	324, 000	373, 100
9 6	258, 500	324, 500	373, 800
9 7	259, 200	324, 900	374, 500
9 8	259, 900	325, 400	375, 000
9 9	260, 700	325, 800	375, 500
1 0 0	261, 400	326, 300	376, 200
1 0 1	262, 100	326, 800	376, 800
1 0 2	262, 700	327, 200	377, 300
1 0 3	263, 400	327, 700	377, 800
1 0 4	264, 100	328, 200	378, 400
1 0 5	264, 800	328, 600	379, 000
1 0 6	265, 600		379, 600
1 0 7	266, 300		380, 100
1 0 8	267, 000		380, 800
1 0 9	267, 600		381, 300
1 1 0	268, 200		382, 000
1 1 1	268, 900		382, 500
1 1 2	269, 600		383, 200
1 1 3	270, 200		383, 700
1 1 4	270, 800		384, 400
1 1 5	271, 400		384, 900
1 1 6	272, 100		385, 600
1 1 7	272, 600		386, 100

	1 1 8	273,100		386,800
	1 1 9	273,600		387,300
	1 2 0	274,300		388,000
	1 2 1	274,900		388,500
	1 2 2			389,200
	1 2 3			389,700
	1 2 4			390,400
	1 2 5			390,900
	1 2 6			391,500
	1 2 7			392,000
	1 2 8			392,700
	1 2 9			393,200
	1 3 0			393,800
	1 3 1			394,300
	1 3 2			394,900
	1 3 3			395,300
定年前再 任用短時 間勤務職 員		208,200	228,500	253,800

備考 この表は、単純な労務に雇用される職員（市長が別に定める技能職員を含む。）に適用する。



令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

松山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

松山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、同条に次の1号を加える。

(4) 待機手当

第3条を削る。

第4条第1項第4号中「第29号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を、「正規の勤務時間をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（規則で定めるものに限る。）のまん延防止の業務であつて、規則で定めるもの  
第4条第2項に次の1号を加え、同条を第3条とする。

(4) 前項第5号の業務 業務に従事した日1日につき1,470円

第5条を第4条とし、第6条を削り、第7条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(待機手当)

第6条 待機手当は、職員が週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）若しくは勤務時間条例第10条第1項に規定する休日（同項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日をいう。）（以下「週休日等」という。）又は週休日等以外の日の正規の勤務時間以外の時間（勤務時間条例第6条の規定による休憩時間を除く。以下「勤務日の勤務時間外」という。）において、緊急の業務に従事するため、携帯電話その他の通信機器を貸与されて待機を命じられた場合に支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる待機の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において規則で定める。

(1) 週休日等における待機 1回につき500円

(2) 勤務日の勤務時間外における待機 1回につき250円

第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附則第3項の前の見出し中「新型コロナウイルス感染症」を「特定新型インフルエンザ等」に改め、同項中「第4条」を「第3条」に、「第5条」を「第4条」に、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次項第2号において同じ）」を「特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（規則で定めるものに限る。）をいう）」に改める。

附則第4項第1号中「3,000円」を「1,500円」に改め、同項第2号中「新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準じると認める業務」を「緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるもの」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項に1号を加える改正規定、同条第2項に1号を加える改正規定、附則第3項の改正規定（「第4条」を「第3条」に、「第5条」を「第4条」に改める部分を除く。）及び附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

特殊勤務手当の種類、支給対象業務、支給額等を見直すため、本案を提出する。

松山市事務分掌条例の一部改正について

松山市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市事務分掌条例の一部を改正する条例

松山市事務分掌条例（昭和39年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を削り，第4号を第5号とし，第3号の次に次の1号を加える。

(4) 防災危機管理部

第2条第7号中「保健福祉部」を「福祉推進部」に改め，同条中第11号を第13号とし，同号の前に次の1号を加える。

(12) 開発建築部

第2条中第10号を第11号とし，第9号を第10号とし，第8号を第9号とし，同号の前に次の1号を加える。

(8) 健康医療部

第2条に次の1号を加える。

(14) 農林水産部

第3条第1号に次のように加える。

キ 秘書及び渉外に関する事項

第3条第3号中ウを削り，エをウとし，同号に次のように加える。

エ 広報に関する事項

第3条中第5号を削り，第4号を第5号とし，同号の前に次の1号を加える。

(4) 防災危機管理部

ア 危機管理及び防災に関する事項

イ 安全で安心なまちづくりに関する事項

第3条第6号エ中「事項」の次に「（安全で安心なまちづくりに関するものを除く。）」を加え，同条第7号中「保健福祉部」を「福祉推進部」に改め，ウを削り，同条第11号中ウを削り，エをウとし，オを削り，同号を同条第13号とし，同号の前に次の1号を

加える。

(12) 開発建築部

ア 公園及び緑地に関する事項

イ 住宅に関する事項

ウ 土地区画整理及び市街地再開発に関する事項（交通に関するものを除く。）

エ 建築に関する事項

第3条第10号中イを削り、ウをイとし、エを削り、オをウとし、カをエとし、キ及びクを削り、ケをオとし、コをカとし、同号を同条第11号とし、同条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 健康医療部 保健衛生及び医療に関する事項

第3条に次の1号を加える。

(14) 農林水産部

ア 農林水産業に関する事項

イ 卸売市場に関する事項

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(松山市町界町名審議会条例の一部改正)

2 松山市町界町名審議会条例（昭和52年条例第24号）の一部を次のように改正する。  
第8条中「都市整備部」を「開発建築部」に改める。

(松山市開発審査会条例の一部改正)

3 松山市開発審査会条例（平成12年条例第41号）の一部を次のように改正する。  
第7条中「都市整備部」を「開発建築部」に改める。

(提案理由)

多様化する行政課題への対応及び本市が掲げる政策の実現に向けて、組織の基盤となる部を再編し、体制を強化するため、本案を提出する。



令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和43年条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 松山市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年

4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（次項において「改正後の特別職給与条例」という。）第3条第2項ただし書の規定及び第3条の規定による改正後の松山市公営企業管理者の給与等に関する条例（次項において「改正後の公営企業管理者給与条例」という。）第3条ただし書の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の特別職給与条例又は改正後の公営企業管理者給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の公営企業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

市長等の期末手当の額を改定するため、本案を提出する。

令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市立学校運動場夜間照明施設使用料条例の一部改正について

松山市立学校運動場夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市立学校運動場夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例

松山市立学校運動場夜間照明施設使用料条例（昭和56年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中備考を備考第1項とし、備考に次の1項を加える。

- 2 使用者が報酬、謝礼その他これらに類するものを徴収するときは、使用料の額の100パーセントを加算する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条の表備考の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

報酬等を得て夜間照明施設を使用する場合の使用料を徴収するため、本案を提出する。



令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市消防手数料条例の一部改正について

松山市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市消防手数料条例の一部を改正する条例

松山市消防手数料条例（平成12年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表5中「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条の22第1項」に改める。

付 則

この条例は、令和5年12月21日から施行する。

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、認定高度保安実施者が貯蔵施設等の完成検査を行った場合の完成検査申請手数料を徴収するため、本案を提出する。



議案第107号

令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市役所支所設置条例の一部改正について

松山市役所支所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市役所支所設置条例の一部を改正する条例

松山市役所支所設置条例（昭和29年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表堀江支所の項中「福角町1, 409番地の1」を「福角町甲1409番地1」に、「含む」を「含む。」に改め、同表余土支所の項中「余戸東2丁目13番26号」を「余戸東四丁目1番10号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

余土支所を移転するため、本案を提出する。





令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市国民健康保険条例の一部改正について

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松山市国民健康保険条例（昭和35年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条の3中「及び第19条の3」を「，第19条の3及び第19条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「，第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第15条の7中「及び第19条の3」を「，第19条の3及び第19条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「，第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第15条の16中「第19条」の次に「及び第19条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第18条第1項中「に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額，第19条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第15条若しくは第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額，第19条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額，第19条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に改め、同条第2項中「又は第15条の17」を「若しくは第15条の17」に、「の算定」を「，第19条の3第1項に定める第15条若しくは第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額，第19条の3第4項第1号に定める額，第19条の4第1項各号に定める額若しくは同条

第5項各号に定める額の算定」に改める。

第19条の3第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改める。

第19条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第15条の6の基礎賦課限度額を超える場合は、基礎賦課限度額）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第24条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは「額」と、「10円未満」とあるのは「1円未満」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条文は第15条の2」とあるのは「第15条の8又は第15条の11」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の15」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の10」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する

出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の17」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の20」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の19」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第15条の6の基礎賦課限度額を超える場合は、基礎賦課限度額）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは「額」と、「10円未満」とあるのは「1円未満」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8又は第15条の11」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の15」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の10」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の17」と、

「第15条の6」とあるのは「第15条の20」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の19」と読み替えるものとする。

第24条の3第1項第1号中「次号」の次に「並びに次条第1項第1号及び第2号」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

第24条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の松山市国民健康保険条例の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法施行令の改正に伴い、出産被保険者に係る国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額の減額措置を講じるため、本案を提出する。



令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市斎場再整備PFI事業者選定審査会条例の制定について  
松山市斎場再整備PFI事業者選定審査会条例を次のように定める。

記

松山市斎場再整備PFI事業者選定審査会条例

(設置)

第1条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。次条において「法」という。）第2条第4項に規定する選定事業で、松山市斎場の再整備に係るもの（次条において「事業」という。）を行う事業者の選定に関する事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市に松山市斎場再整備PFI事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項（事業に係るものに限る。）について調査審議する。

- (1) 法第5条の規定に基づく実施方針の策定に関する事項
- (2) 法第7条に規定する特定事業の選定に関する事項
- (3) 法第8条第1項に規定する民間事業者の選定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審査会は、委員7人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 本市の職員
- (3) 市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から令和7年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 審査会に委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審査会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 審査会は、関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(提案理由)

松山市斎場再整備PFI事業者選定審査会を設置するため、本案を提出する。



令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「総数」と、「」の次に「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、「」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）の改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。



令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市自転車等の駐車対策に関する条例の一部改正について

松山市自転車等の駐車対策に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市自転車等の駐車対策に関する条例の一部を改正する条例

松山市自転車等の駐車対策に関する条例（平成7年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号の表花園町通り路上駐輪場の項の次に次のように加える。

中之川通り路上駐輪場	松山市湊町四丁目	一時利用
------------	----------	------

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

中之川通り路上駐輪場を設置するため、本案を提出する。



令和 5 年 11 月 24 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 回数券の発売後に前項の使用料が増額されたときは、その増額の日前に発売した回数券は、当該回数券に記載された有効期間内に限り、使用することができる。

第 6 条第 1 項第 2 号中「15 回月受入浴券」を「椿の湯 15 回月受入浴券」に、「掲げる」を「定める椿の湯の」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 1 号中「31 回月受入浴券」を「椿の湯 31 回月受入浴券」に、「掲げる」を「定める椿の湯の」に改め、同号を同項第 3 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

(1) 神の湯階下 31 回月受入浴券 別表に定める神の湯階下の使用料に 31 を乗じた額の 10 分の 5 に相当する額

(2) 神の湯階下 15 回月受入浴券 別表に定める神の湯階下の使用料に 15 を乗じた額の 10 分の 6 に相当する額

第 6 条第 2 項中「使用を開始した」を「購入した者がその購入の日から起算して 1 箇月以内の範囲で指定する」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 月受入浴券の発売後に前条第 1 項の使用料が増額されたときは、その増額の日前に発売した月受入浴券は、当該月受入浴券に記載された有効期間内に限り、使用することができる。

第 7 条第 1 号中「270 円」を「500 円」に改め、同条第 2 号中「130 円」を「250 円」に改める。

付則第4項中「松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成31年条例第28号。次項において「平成31年改正条例」という。）の施行の日以後において、」を削り、「410円」を「690円」に、「第5条第2項」を「第5条第3項」に、「420円」を「700円」に改める。

付則第5項中「平成31年改正条例の施行の日以後において、」を削り、「150円」を「340円」に、「第5条第2項」を「第5条第3項」に、「160円」を「350円」に改める。

付則第6項から第8項までを削る。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

区分		大人	小人
霊の湯	3階北貸切室	3,000円に、1人当たり、大人1,300円、小人650円を加えた額	
	3階南貸切室	6,000円に、1人当たり、大人1,300円、小人650円を加えた額	
	3階個室	2,500円	1,250円
	2階一般席	2,000円	1,000円
神の湯	2階一般席	1,300円	650円
	階下	700円	350円
道後温泉別館	2階特別浴室	2,040円に、1人当たり、大人1,690円、小人830円を加えた額	
	2階個室	1,690円	830円
	2階大広間	1,280円	630円
	1階浴室	610円	300円
椿の湯		統制額の大人の入浴料金	統制額の中人の入浴料金

備考

- 1 1入浴券は、1人1回分とする。ただし、霊の湯3階北貸切室及び3階南貸切室並びに道後温泉別館2階特別浴室の1入浴券は、1組1回分とする。
- 2 利用時間は、規則で定める。
- 3 大人は12歳以上の者とし、小人は2歳以上12歳未満の者とする。
- 4 2歳未満の者は、無料とする。
- 5 回数券は11枚つづりとし、金額は1入浴券10枚分相当額とする。ただし、霊の湯3階北貸切室、3階南貸切室及び3階個室並びに道後温泉別館2階特別浴室及

び2階個室の回数券は、発行しない。

6 神の湯、道後温泉別館（2階大広間又は1階浴室に限る。）又は椿の湯を20人以上で使用する場合は、団体扱いとする。この場合における割引率は、3割以下で規則で定める。

7 割引後の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

8 霊の湯の入浴券を購入した者は、神の湯階下に入浴し、及び又新殿を観覧することができる。

付 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

道後温泉本館の全館での営業再開に伴い、新たに3階貸切室の供用を開始するとともに、浴場使用料等の適正化を図るため、本案を提出する。





令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市民会館に係る指定管理者の指定について

松山市民会館に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
松山市民会館	松山市堀之内

2. 指定管理者の名称 松山市湊町七丁目5番地  
公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団  
理事長 本田 元広

3. 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

松山市民会館に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市総合コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について  
松山市総合コミュニティセンターに係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
松山市総合コミュニティセンター	松山市湊町七丁目5番地

2. 指定管理者の名称 松山市湊町七丁目5番地  
公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団  
理事長 本田 元広
3. 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

松山市総合コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市野外活動センターに係る指定管理者の指定について

松山市野外活動センターに係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
松山市野外活動センター	松山市菅沢町乙280番地

2. 指定管理者の名称 松山市湊町七丁目5番地

公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団

理事長 本田 元広

3. 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

松山市野外活動センターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

別府第一市民運動広場等に係る指定管理者の指定について

別府第一市民運動広場等に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

## 記

## 1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
(1) 別府第一市民運動広場	松山市別府町621番地3
(2) 別府第二市民運動広場	松山市別府町621番地33
(3) 拓川市民運動広場	松山市拓川町453番地1
(4) 空港東第四公園テニスコート	松山市東垣生町866番地1
(5) 湯月公園テニスコート	松山市道後姫塚140番地1
(6) 重信川緑地(井門町)	重信川緑地(松山市井門地先)

2. 指定管理者の名称 松山市山越一丁目11番22号

奥アンツーカ株式会社 四国営業所

所長 吉原 将人

3. 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

## (提案理由)

別府第一市民運動広場等に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

## (参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

北条スポーツセンター及び北条体育館に係る指定管理者の指定について  
北条スポーツセンター及び北条体育館に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
(1) 北条スポーツセンター	松山市大浦86番地1
(2) 北条体育館	松山市北条辻1170番地6

2. 指定管理者の名称 松山市湊町七丁目5番地  
公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団  
理事長 本田 元広
3. 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

北条スポーツセンター及び北条体育館に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山中央公園に係る指定管理者の指定について

松山中央公園に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
(1) 松山中央公園野球場	松山市市坪西町625番地1
(2) 松山中央公園サブ野球場	
(3) 松山中央公園屋内運動場	
(4) 松山中央公園運動広場	
(5) 松山中央公園テニスコート	
(6) 松山中央公園プール	
(7) 共用部分（園路，駐車場等）	

2. 指定管理者の名称 松山市湊町七丁目5番地

公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団

理事長 本田 元広

3. 指定の期間

(1)～(5)，(7)の施設 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(6)の施設 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

(提案理由)

松山中央公園に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

(公の施設の設置, 管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は, 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか, 公の施設の設置及びその管理に関する事項は, 条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は, 指定管理者の指定をしようとするときは, あらかじめ, 当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市立埋蔵文化財センターに係る指定管理者の指定について

松山市立埋蔵文化財センターに係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
松山市立埋蔵文化財センター	松山市南斎院町乙67番地6

2. 指定管理者の名称 松山市湊町七丁目5番地

公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団

理事長 本田 元広

3. 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

松山市立埋蔵文化財センターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



松山市庚申庵史跡庭園に係る指定管理者の指定について

松山市庚申庵史跡庭園に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
庚申庵史跡庭園	松山市味酒町二丁目6番地7

2. 指定管理者の名称 東温市見奈良1-1-10番地

株式会社レスパスコーポレーション

代表取締役 越智 陽一

3. 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

松山市庚申庵史跡庭園に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。





令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市青少年センターに係る指定管理者の指定について

松山市青少年センターに係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
松山市青少年センター	松山市築山町12番33号

2. 指定管理者の名称 松山市築山町12番33号  
松山市青少年育成市民会議  
会長 久保 継二

3. 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

松山市青少年センターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市男女共同参画推進センターに係る指定管理者の指定について  
松山市男女共同参画推進センターに係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
松山市男女共同参画推進センター	松山市三番町六丁目4番地20

2. 指定管理者の名称 松山市三番町六丁目4番地20  
公益財団法人 松山市男女共同参画推進財団  
理事長 桐木 陽子
3. 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

松山市男女共同参画推進センターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市総合福祉センターに係る指定管理者の指定について

松山市総合福祉センターに係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
松山市総合福祉センター	松山市若草町8番地2

2. 指定管理者の名称 松山市若草町8番地2

社会福祉法人 松山市社会福祉協議会

会長 村上 博

3. 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

松山市総合福祉センターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市老人福祉センターに係る指定管理者の指定について

松山市老人福祉センターに係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
(1) 松山市老人福祉センター	松山市若草町8番地2
(2) 松山市鷹子老人福祉センター	松山市鷹子町740番地
(3) 松山市中村老人福祉センター	松山市中村三丁目2番34号

2. 指定管理者の名称 松山市若草町8番地2

社会福祉法人 松山市社会福祉協議会

会長 村上 博

3. 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

松山市老人福祉センターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。





令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市身体障害者福祉センター等に係る指定管理者の指定について

松山市身体障害者福祉センター等に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

## 記

## 1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
(1) 松山市身体障害者福祉センター	松山市若草町8番地2
(2) 松山市久枝身体障害者福祉センター	松山市西長戸町638番地1
(3) 松山市児童発達支援センターひまわり園	松山市水尻町368番地1
(4) 松山市畑寺福祉センター	松山市畑寺四丁目8番5号

## 2. 指定管理者の名称 松山市若草町8番地3

社会福祉法人 松山市社会福祉事業団

理事長 野志 克仁

## 3. 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

## (提案理由)

松山市身体障害者福祉センター等に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

## (参 照)

地方自治法(抄)

## (公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普

通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市安居島水道に係る指定管理者の指定について

松山市安居島水道に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
安居島水道	松山市安居島

2. 指定管理者の名称 松山市安居島甲268番地

安居島水道管理組合

組合長 佐伯 遵也

3. 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

松山市安居島水道に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



令和5年11月24日提出

松山市長 野志 克仁

松山市中央児童センター等に係る指定管理者の指定について

松山市中央児童センター等に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

## 記

## 1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
(1) 松山市中央児童センター	松山市若草町8番地3
(2) 松山市ハーモニープラザ	松山市若草町8番地3
(3) 松山市南部児童センター	松山市古川北三丁目8番20号
(4) 松山市北条児童センター	松山市河野別府937番地
(5) 松山市新玉児童館	松山市三番町六丁目4番地20
(6) 松山市味生児童館	松山市別府町177番地1
(7) 松山市久米児童館	松山市鷹子町4番地4
(8) 松山市久枝児童館	松山市西長戸町638番地1
(9) 松山市畑寺児童館	松山市畑寺四丁目8番5号

2. 指定管理者の名称 松山市若草町8番地3  
 社会福祉法人 松山市社会福祉事業団  
 理事長 野志 克仁
3. 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

## (提案理由)

松山市中央児童センター等に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めするため、本案を提出する。

## (参 照)

地方自治法 (抄)

(公の施設の設置, 管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は, 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか, 公の施設の設置及びその管理に関する事項は, 条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は, 指定管理者の指定をしようとするときは, あらかじめ, 当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市道の駅に係る指定管理者の指定について

松山市道の駅に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
風早の郷 風和里	松山市大浦119番地

2. 指定管理者の名称 松山市大浦119番地

風早の郷ふわり協同組合

理事長 亀井 政次

3. 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

松山市道の駅に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。





令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市道後温泉本館等に係る指定管理者の指定について

松山市道後温泉本館等に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

## 記

## 1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
(1) 道後温泉本館	松山市道後湯之町5番6号
(2) 道後温泉別館 飛鳥乃湯泉	松山市道後湯之町19番22号
(3) 椿の湯	松山市道後湯之町19番22号
(4) 松山市道後温泉駐車場	松山市道後湯之町4番30号
(5) 松山市道後温泉祝谷東町駐車場	松山市祝谷東町437番地1

## 2. 指定管理者の名称 松山市道後湯之町6番8号

道後温泉コンソーシアム

代表者 道後温泉旅館協同組合

理事長 奥村 敏仁

構成団体 道後商店街振興組合

理事長 石田 匡暁

株式会社レスパスコポーレーション

代表取締役 越智 陽一

## 3. 指定の期間 令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

(提案理由)

松山市道後温泉本館等に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

令和5年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

## 市道路線の認定について

次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 桑原 298号線	正円寺四丁目	正円寺四丁目	
2	市道 久米 267号線	久米窪田町	水泥町	

## (提案理由)

図面番号1及び2は、一般交通の用に供されている道路で、地元からの申請に基づき市道認定するもので、道路法第8条第2項の規定により、本案を提出する。

## (参 照)

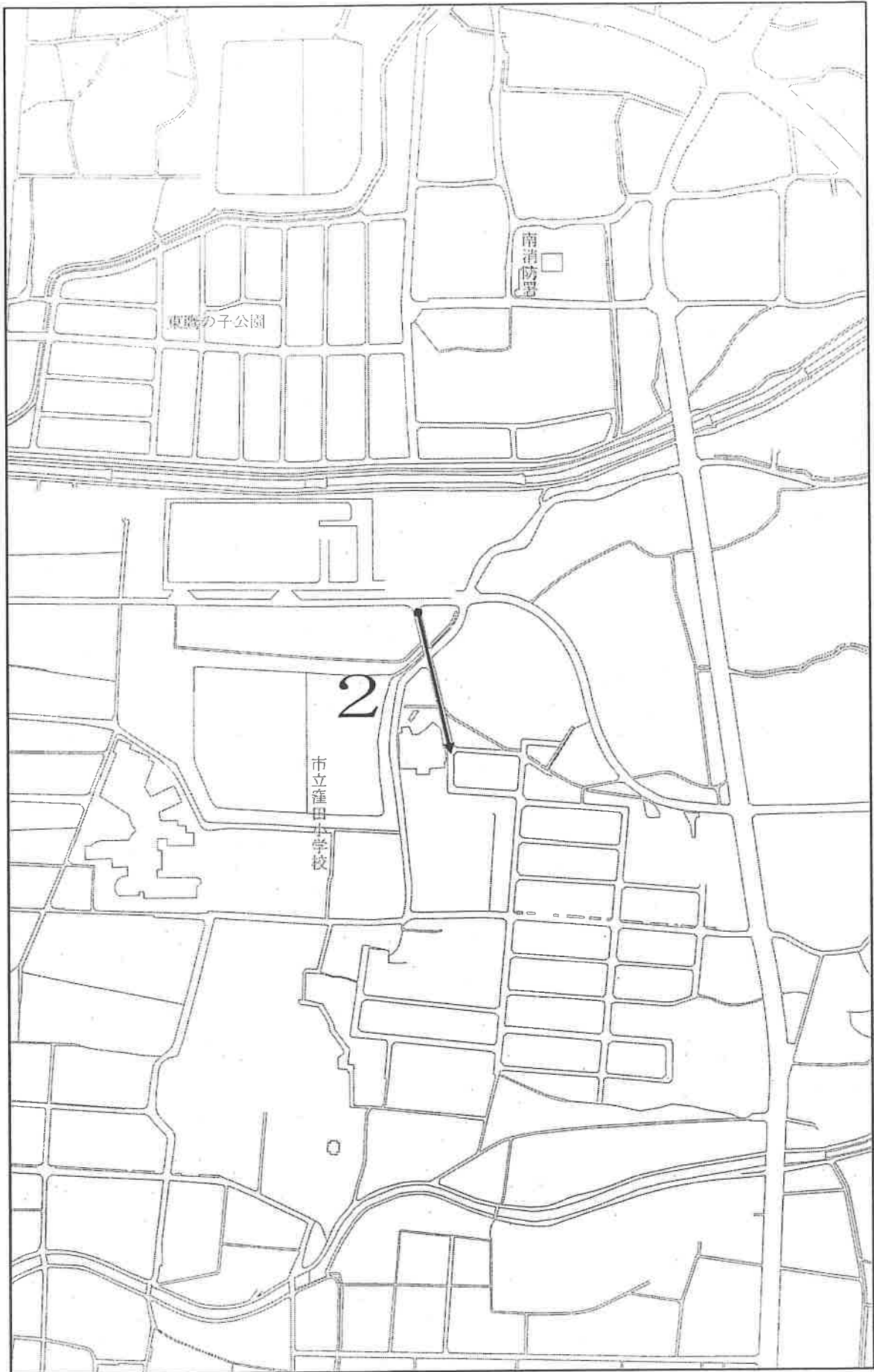
## 道路法(抄)

## (市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。





図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 桑原298号線	松山市正円寺四丁目 260番5地先	松山市正円寺四丁目 260番7地先	4.5 ～ 8.6	13.5
2	市 道 久米267号線	松山市久米窪田町 338番1地先	松山市水泥町 333番58地先	6.3 ～ 27.3	136.5